

農業委員の募集について

現任の農業委員の任期が7月19日で満了となるため、7月20日からの3年間の任期となる農業委員の募集をします。

募集人員	10人（うち利害関係を有しない中立委員を含む）
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日（3年間）
身分	大桑村の非常勤の特別職
報酬	月額25,400円（役職、成果実績に応じて割増あり）
主な業務	<ul style="list-style-type: none">・農業委員会における農地の権利移動や転用にかかる許可等の審議・農地等利用の最適化を推進する活動・農業者からの相談対応、農業者への助言指導

推薦を受ける者および応募者の資格

農業に関する知識や関心を持ち、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会が取り扱う事項に関し、その職務を適切に行う事の出来る人で、農業委員の選任時に、次の各号のいずれにも該当する人

- 1、村内に住所を有する人
- 2、他の法律で兼職が禁じられていない人
- 3、次のいずれにも該当しない人
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

選考方法 提出された書類をもとに候補者評価委員会による審査を行います。

推薦・応募方法

推薦又は応募する人は、規程の様式に必要事項をご記入の上、持参または郵送により農業委員会事務局（産業振興課 農林係）へ提出してください。提出した書類は返却しません。

募集期間の中間及び受付期間の終了後、法令の定めにより、提出された書類に記載された内容を村ホームページで公表します。ただし、住所及び電話番号は除きます。

受付期間 令和8年3月25日（水）から令和8年4月24日（金）

詳細については農業委員会事務局へ問い合わせください。

▼問い合わせ

〒399-5503 大桑村大字長野880-1

大桑村農業委員会事務局（産業振興課 農林係）

電 話：※※55-3080

F A X：55-4134